

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期計画（案）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

中 期 計 画	現 行
改 正 案	現 行
<p><u>平成22年6月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）が成立し、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成25年4月1日までに解散するとともに、平成22年10月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。このため、中期目標期間における事業については、着実かつ効率的・効果的な実施を図るため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、基金が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。</u></p> <p>第1 中期計画の期間</p> <p><u>平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</u></p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減</p> <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する<u>平成22事業年度上半期（22年4月1日～同年9月30日）の割合を75%以下（通年ベース）とする。</u></p> <p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に</p>	<p><u>平成18年12月、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）が成立し、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は平成22年9月30日までに解散することとされたところである。このため、基金廃止までの間、中期目標期間における事業については、着実かつ効率的・効果的な実施を図るため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、基金が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。</u></p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減</p> <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する<u>中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下（通年ベース）とする。</u></p> <p><u>また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革</u></p>

関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。

(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2～3 (略)

4 随意契約の見直し

(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。

なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)

(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2～3 (略)

4 随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。

なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) (略)

(2) 資料の保管

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。

①～③ (略)

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成22年9月までの2年6月間における入館者数を13万人以上とする。

②～③ (略)

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成22年9月までの2年6月間における入場者数を4万人以上とする。

1 資料の収集、保管及び展示

(1) (略)

(2) 資料の保管

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「在り方の検討」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。

①～③ (略)

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。

②～③ (略)

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。

⑤～⑥ (略)

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行のための準備作業を適切に進める。

2 (略)

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) (略)

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、平成22年9月までの期間の2年6月間において10回以上開催する。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、平成22年9月までの2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ (略)

(3) ~ (4) (略)

⑤～⑥ (略)

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行のための準備作業を適切に進める。

2 (略)

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施 等

(1) (略)

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ (略)

(3) ~ (4) (略)

4～5 (略)

6 特別給付金支給事業

(1) 特別給付金の支給

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者(平成22年6月16日において日本国籍を有する者)(以下「戦後強制抑留者」という。)の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

(2) 特別給付金支給事業の請求期間

戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。

(3) 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。

特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。

<u>本邦への帰還の時期の区分</u>	<u>金額</u>
昭和23年12月31日まで	25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
昭和30年1月1日以降	150万円

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に確実に給付できるよ

4～5 (略)

う、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。

(5) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。

- ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月
- ② 上記以外の者については3か月

(6) 申請者への通知

特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。

7 その他の重点事項

(1)～(2) (略)

(3) 地方公共団体との連携

特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。

(4)～(5) (略)

(6) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

6 その他の重点事項

(1)～(2) (略)

(3) 地方公共団体との連携

地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。

(4)～(5) (略)

(6) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

(略)

第5 短期借入金の限度額

(略)

第6 重要な財産の処分等に関する計画

(略)

第7 剰余金の使途

(略)

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(略)

第9 経過規定

1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。

なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。

2 第3の7((3)を除く。)、第5、第7及び第8の3の(2)については、平成22年10月以降、適用しない。

第3 予算、収支計画及び資金計画

(略)

第4 短期借入金の限度額

(略)

第5 重要な財産の処分等に関する計画

(略)

第6 剰余金の使途

(略)

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(略)

(別添)

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,134
運用収入	1,085
臨時収入	<u>33,293</u>
事業外収入	0
計	<u>36,512</u>
支出	
慰藉事業費	<u>35,710</u>
一般管理費	802
計	<u>36,512</u>

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	13,293
支出	
慰藉事業費	13,293

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	<u>20,000</u>
支出	
慰藉事業費	<u>20,000</u>

(別添)

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,134
運用収入	1,085
臨時収入	<u>13,293</u>
事業外収入	0
計	<u>16,512</u>
支出	
慰藉事業費	<u>15,710</u>
一般管理費	802
計	<u>16,512</u>

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	13,293
支出	
慰藉事業費	13,293

※ 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したものと運用収入である。

2 (略)

【人件費の見積り】

平成 22 年 9 月までの人件費については、490 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

(略)

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	36,586
經常費用	36,586
慰藉事業費	35,685
一般管理費	802
減価償却費	99
財務費用	0
臨時費用	0
収益の部	36,586
經常収益	3,293
運営費交付金	2,109
運用収入	1,085

※ 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成 20 年度及び平成 21 年度の取崩し予定額及び運用収入である。

2 (略)

【人件費の見積り】

期間中総額 490 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

(略)

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,586
經常費用	16,586
慰藉事業費	15,685
一般管理費	802
減価償却費	99
財務費用	0
臨時費用	0
収益の部	16,586
經常収益	3,293
運営費交付金	2,109
運用収入	1,085

事業外収入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	5
財務収益	0
臨時利益	<u>33,293</u>
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	13,293
収益の部	
臨時利益	13,293

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	<u>20,000</u>
収益の部	
臨時利益	<u>20,000</u>

※ 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したものと運用収入である。

2 (略)

事業外収入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	5
財務収益	0
臨時利益	<u>13,293</u>
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	13,293
収益の部	
臨時利益	13,293

※ 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成20年度と平成21年度の取崩し予定額及び運用収入である。

2 (略)

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,778
業務活動による支出	<u>36,661</u>
投資活動による支出	25
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	<u>92</u>
資金収入	36,778
業務活動による収入	3,259
運営費交付金による収入	2,134
運用収入	1,125
投資活動による収入	33,253
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	266

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	13,293
資金収入	13,293
業務活動による収入	
運用収入	40
投資活動による収入	13,253

うち特別給付金支給事業分

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,778
業務活動による支出	<u>16,661</u>
投資活動による支出	25
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	<u>20,092</u>
資金収入	36,778
業務活動による収入	3,259
運営費交付金による収入	2,134
運用収入	1,125
投資活動による収入	33,253
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	266

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	13,293
資金収入	13,293
業務活動による収入	
運用収入	40
投資活動による収入	13,253

区 分	金 額		
資金支出			
業務活動による支出	20,000		
資金収入			
投資活動による収入	20,000		
※ 1 (略)		※ 1 (略)	
2 次期中期目標の期間への繰越金は、基金解散に伴い、事務所の敷金を国庫へ返納するための繰越金である。		2 次期中期目標の期間への繰越金は、基金解散に伴い、 <u>政府出資金及び事務所</u> の敷金を国庫へ返納するための繰越金である。	